

徳島県告示第三百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	場 所	案 件
令和四年七月六日（水曜日）午後二時から	三好市池田町マチ二四一五 徳島県西部総合県民局三好 庁舎大会議室	大歩危鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百四十四ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八三 五三 二〇六〇

）